

事業主の皆さまへ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう!!

労働時間等設定改善法が「働き方改革関連法」により改正され、事業主は、ほかの事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

これまで、ほかの事業主が行う時間外・休日労働削減に向けた取り組みを阻害するような取引条件を設定しないなど、事業主は取引上必要な配慮をするように努めなければなりません。

個々の事業主が時間外・休日労働の削減に向けた取り組みを進めようとしても、親会社や関連企業からの急な発注や納期の前倒しなど取引上の都合により、その取り組みの円滑な実施が阻害されてしまいかねません。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むにあたっては、個々の事業主の努力だけでは限界があります。そのため、社会全体として

長時間労働につながる取引慣行の見直しを進めていくことが必要となっています。

事業主の皆さまは、ほかの事業主との取引を行うにあたって、企業内で次の取り組みが行われるよう、徹底をしていきましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにしようとする法律です。

また、「労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)」とは、労働時間等設定改善法第4条第1項の規定に基づく指針(告示)であり、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものです。

それぞれ次のとおり規定されており、施行日は2019年4月1日です。

労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)(抄)
(下線部分が今回の改正で加わったところです。)

- (事業主等の責務)
- 第2条 事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の範囲に応じた労働者の地位及び就業の特別の配慮、健康及び福祉を確保するために必要な経費から始業までの休憩の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業主は、労働時間等の設定に当たっては、その雇用する労働者のうち、その心身の状況及びその労働時間等に関する実情に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。その雇用する労働者のうち、その子の養育又は家族の介護を行う労働者、單身赴任者(配任に併い生計を一にする配偶者との別居を決定とする労働者その他これに類する労働者をいう。)、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者その他の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮してこれを行う等その改善に努めなければならない。
- 3 (略)
- 4 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い納期の設定及び発注内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするよう努めなければならない。

労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)(平成20年厚生労働省告示第108号)(抄)
(下線部分が今回の改正で加わったところ。)

- 2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置
- (1)～(3)(略)
- (4) 事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項
- 個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親会社からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むにあたっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うにあたっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。
- イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

また、厚生労働省では、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っていくことにしています。

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)まで
(2019年1月)

事業主の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう!!

ダメ!短納期発注!!

労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

厚生労働省・都道府県労働局

短納期発注見直しのリーフレット